

我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観

—— 新聞報道記事から（その1）

The Overview of The Research Misconducts in Japan

— From The News-Stories (Part 1)

菊地重秋

KIKUCHI, Shigeaki

はじめに

研究不正（ミスコンダクト、捏造・偽造・盗用など）は研究における真実の習慣に反する行為で、研究の土台を損ない、研究と研究者に対する信頼を失わせる。2006年は研究不正に関する新聞社説が15本以上も出され、研究倫理に関心が高まった年だった。日本学術会議は21世紀に入って研究不正に関する取り組みを進めてきているし、最近では、文献(1)～(7)のように、研究倫理に関するテキスト等の著作も増えている。

しかし我が国では、研究不正の調査を行う公的機関が設立されている米国と比べて取り組みが遅れており、どのような研究不正がいつどこで発生したのか、といったことも殆ど調査されていない。この種の調査が米国のように行われれば、研究不正の予防に貢献できるはずである。

そこで本稿では、筆者の手許に保存してある研究不正などの新聞記事のうち、1997年10月から2003年末まで（約500記事）を整理することによって、研究不正の概観を与えることにする。これらの記事は、主として大学・

短期大学・高等専門学校および理化学研究所のような公的研究機関に関するものである。整理した結果は、重大な研究不正などについては表にまとめて示すが、それ以外は、文章で簡単に示すに留める。これらは、可能ならば後日、表の形で全件を『サジアトール』誌に発表したい。

なお、本稿では、捏造や盗用などの用語の意味は、概ね文献（1～3）に従っている。また、医師の名義貸しなどについては概ね新聞記事に従っている。

研究不正（ミスコンダクト）等の概観

筆者が保持している2003年末までの研究不正などの新聞記事をもとに作成した表の概要を示せば、表1の通りである。表1の合計199件のうち、合計5件が二つの異なる不正のため二重にカウントされている。

表1では、最も件数ないし割合が大きいのはセクハラであるが、本稿の主な関心は研究不正であるため、以下では、それに関わりの深いものを中心に概観し、他は簡単に触れるに留める。

キーワード：研究不正、捏造、偽造、盗用

Key words : research misconduct, fabrication, falsification, plagiarism

表1：研究不正(ミスコンダクト)等の事例件数

研究不正(ミスコンダクト)等の種類	件数	割合(%)
捏造・偽造・盗用	12	6.0
その他の研究不正	16	8.0
研究費不正	32	16.1
不適切な実験管理	22	11.1
アカハラ	13	6.5
セクハラ	54	27.1
医師の名義貸し	7	3.5
無届け兼業など	6	3.0
法律・条例違反	16	8.0
医療ミスなど	10	5.0
その他	11	5.5
合計	199	100

(注) (1) 筆者が保持している1997年10月から2003年末までの新聞記事など約500記事をもとに作成。
 (2) 表の合計199件のうち、アカハラとセクハラ
 の重複1件（合計において2件とカウント、以下同様）、研究費不正とその他の重複1件、研究費不正とアカハラの重複1件、研究費不正と無届け兼業などの重複2件である。(3) より詳しくは、捏造・偽造・盗用については表2を、その他の研究不正については表3を、アカハラについては表4を、それぞれ参照せよ。

捏造・偽造・盗用

重大な研究不正とされる捏造・偽造・盗用については「表2：重大な研究不正(捏造・偽造・盗用)の事例」にまとめてある。表2の事例2と事例10は表記の都合で分けているので正味で12件である。

事例1は、既に著名な研究実績のある教授による実験データ捏造のケースで、教授は、自分の仕事をアピールするためと語ったようであるが、それが動機だとすれば研究不正はマイナス効果しかないため筆者には信じがたい。

事例2（及び事例10）は東北旧石器文化研究所の副理事長F氏が石器などを捏造したケースである。日本考古学協会の調査によれば、捏造は1972年頃から始めた可能性がある、動機は名声獲得の可能性があると

である。

事例3は、日本考古学協会の調査で「捏造判定は困難（学術的価値なし）」と結論されている。捏造疑惑を週刊文春に書き立てられた名誉教授が抗議の自殺をするという痛ましい局面もあった。名誉教授の遺族は、文春を名誉毀損で訴え、地裁判決で勝利している。

事例4は、T教授が論文を30頁以上も盗用して自分の著作に繰り込んだので懲戒解雇されたケースである。驚いたことに、解雇されて間もなく、T教授は芝浦工業大学に准教授として採用されている。

事例5は、K助手とT教授の共著論文が盗用だったというケースである。盗用論文を掲載した雑誌を発行している日本医師会は、この二人に対し、しばらく学会誌投稿など自粛してもらおう、ということ（処分？）になった。ここでは、T教授が「書いたのは助手だが、きちんと確認しなかった」と語っている点に注目したい。この言葉通りだとすれば、研究指導（メンタリング）が不十分だったことになる。しかし、論文は盗用であるから、実際は、研究作業なし・研究指導なしで、教授は助手が書いた論文に共著者として名前を連ねるだけの名誉著者になっていた可能性がある。

事例6はY教授がコラム連載で盗用（参考文献などの指摘がない無断使用）したケースであるが、Y教授は謝罪文を掲載し、連載は中止された。

事例7は琉球大学・医学部の教授と助手の共著論文が盗用をしていたというケースである（同学部の調査委員会が調査中）。盗用とは別に、論文テーマは助手の専門研究分野であり、教授の専門研究分野とは異なるので、教授には名誉著者の不正の可能性があると

事例8は日本分析化学研究所の捏造（測定

表2：重大な研究不正（捏造・偽造・盗用）の事例

番号	不正の時期	不正行為者の所属機関	不正行為者の職位など	不正行為の種類	処分など	出典記事、及び、メモ・備考
1	1998年～2000年	神奈川歯科大学	不正行為者の職位など 教授（歯科薬理学教室主任、51）	捏造（実験データ）	免職（懲戒解雇）	20001020朝朝、活性酸素研究で著名、補助金一部返還、教授：自分の仕事をアピールするため
2	1974年以降	東北旧石器文化研究所（民間の研究団体）	副理事長・F（50）	捏造（石器など）	除名（注：捏造確認の遺跡は遺跡登録から削除）	20001106朝朝、…中略…、20030518毎W、21朝朝W、23読W、24朝朝W・読W・毎W、日本考古古学協会などが捏造と結論、協会は倫理綱領を制定の予定
3	1962年・第1次調査、1999年・再調査	別府大学（聖嶽洞穴遺跡の発掘調査団）	調査団長・教授（1962年） 教授（1999年）	捏造・偽造（出土遺物・石器の管理がずさん）	捏造判定は困難	20010225朝朝、0620朝朝、20031025朝朝W・読W、日本考古古学協会の調査：捏造判定は困難（学術的価値なし）
4	2001年出版	拓殖大学・国際開発学部	教授・T	盗用	懲戒解雇	20010601毎、『経済統合のパワーゲーム』で論文盗用、筆者補足：後に芝浦工業大学が准教授として採用
5	2002年	東京歯科大学（市川総合病院）	①助手・K、②教授・T	盗用（①盗用、②メンタリングタ、名譽著者）	日本医師会側：しばらく学会誌投稿など自粛してもらう	20020418朝朝W、T教授「書いたのは助手だが、きちんと確認しなかった」
6	2002年6月1、8、15日	東京大学	教授・Y	盗用	謝罪文を掲載、コラム連載を中止	20020629日経夕、連載コラムで盗用（無断使用）、Y教授は謝罪文を掲載
7	2000年（論文発表）	琉球大学・医学部	①教授（61）、②助手（38）	盗用（①名譽著者、②盗用）	医学部の調査委員会が調査中	20020821+28琉球新報W、論文テーマは遺伝子治療で助手の専門分野、教授の専門分野は解剖学、教授は取材拒否
8	1974年1月29日（判明）	日本分析化学研究所	—	捏造（測定データ）	—	20030216赤旗、23赤旗日曜版、不破哲三議員引退会見、米原潜の放射能汚染測定データ捏造に気づき衆院予算委員会会で追及
9	2002年	慶応大学・法学部	教授・K（56、租税法）	盗用	編集委員会が全文を削除、当事者は引責辞任の意向	20030801読W、雑誌「法学研究」に翻訳を自分の論文として掲載、大学から処分される前に辞任の意向
10	—	東北旧石器文化研究所（民間の研究団体）	副理事長・F	偽計業務妨害（旧石器発掘捏造による）	不起訴処分（証拠不十分）	20030901毎W、1003朝朝W、23毎W、24朝朝W、捏造行為は埋蔵文化財行政に甚大な業務妨害を引き起こしたと告発
11	—	金沢大学・医学部	教授（保健学科）	盗用（論文データなど）	停職1カ月の懲戒処分	20030919毎W、身体障害者の補助器具に関する論文、別の国立大学で書かれた論文データなどを盗用
12	1995年～2001年	昭和大学・医学部	講師・A（43、後に教授に昇進）	論文不正（架空症例、虚偽データ）	調査委員会：一部にミスがあるが架空症例・捏造なしと結論	20031114朝朝W・毎W、1208朝朝W・毎W、朝日記事：A氏の回答と矛盾する部分や調査不十分な点が多く疑念払拭に至らず、日本脳神経外科学会は調査中
13	1994年～2001年	名古屋経済大学・短期大学部・現代コミュニケーション学科	助教授（53、スウェーデン人）	盗用（論文盗用）	依頼退職（2003年7月末）	20031122読W、「人文科学論文」編集担当者が気づく、盗用8論文確認、9本日は未送、約280機関に論文削除要請と謝罪文を送付

（注記）(1) 表1における出典記事は次のように略記している。例えば、2003年8月1日付朝日新聞の記事の場合、「20030801朝」と略記している。例えば日経新聞の夕刊に掲載された記事の場合は「日経夕」と記している。「W」は新聞社HP（ホームページ）掲載記事である。「20030901毎W、1003朝朝W、23毎W」となっている場合は、2003年9月1日の毎日新聞のHP掲載記事と、同年10月3日の朝日新聞のHP掲載記事と、同年10月23日の毎日新聞のHP掲載記事である。(2) 表の2番と10番は、不正行為者も不正行為も同一なので、本来は1件とすべきかもしれないが、処分する側が違うので二つに分けて記した。

データ)のケースである。この捏造は政治の場で大問題となったということであるが、同研究所は倫理規程を定めたいので、今後、調査を進めたい。

事例9は、K教授が他人のドイツ語の論攷を翻訳して自分の論文と偽って雑誌に掲載したという盗用のケースである。K教授は、大学から処分される前に引責辞任する意向だというが、その通りになったとすれば、懲戒解雇でなくなるため退職金は得たものと思われる。

事例11は、教授が論文データなどを盗用したケースで、停職1ヶ月の懲戒処分となった。

事例12は、A講師が(教授昇進以前に)架空症例や虚偽データを含む論文を複数発表したことが問題となった事例である。大学の調査委員会の調査で、誤記など一部にミスはあるが、架空症例は認められず、捏造はない、と結論されている。これに対して、朝日新聞記事は疑惑払拭に至らず、と記している。

事例13は、助教授(スウェーデン人)が8本の論文で盗用し、9本目は未遂に終わった、というケースである。助教授は依願退職している。

以上の事例では、捏造などの重大な研究不正が発覚した場合、不正行為者に対して懲戒解雇などの厳しい処分が下される傾向があるように見える。懲戒解雇など厳しい処分が予想されるため、依願退職に逃れるケースも含めると、不正確認9件中5件(56%)で不正行為者が職(地位)を失う結果になっている。研究における最も重要な倫理規範は「真実の習慣」であると思われるが、これに直接的に反する研究不正は重大であり、寛大に扱われることは少ないようである。

その他の研究不正

重大な研究不正(捏造・偽造・盗用)にはあ

たらないが、例えば、インフォームド・コンセントを実施せずに被験者から検体を取得して研究に利用した、矛盾するデータを無視して結論を下した、などのような研究不正16件は、「表3:その他の研究不正の事例」にまとめてある。

これら16件で目立つのが、被験者(患者)に対して十分な説明がなく、また被験者の同意(同意書)がなく、検体を研究などに使用したという事例で、半分の8件が該当している(事例1~2番、5番、10番、12~15番)。同様に目立つことは医療関係の事例で、16件のうち、13件または14件が該当している。

研究費不正

研究費不正の良くあるケースは、科研費などを獲得したが年度末になって余ったので、本来なら返還しなければならないが、大学院生などへの架空の謝金を返還してもらい、架空の請求書・領収書をなじみの業者に発行してもらいなどの手法で、科研費残金をプールし、別の研究や研究室の諸経費に流用する、というものである(補助金適正化法違反などの疑い)。面倒な手続きもなく必要なとき使えて便利だということで重宝されている。(自治体などの裏金に似ている。)表1の全32件のうち少なくとも21件が該当する。東京大学・医学部のT教授は2度処分された。

2003年に大学医学部・医局などに在籍する「医師の名義貸し」問題が発覚したことがきっかけで、医師の派遣先病院や自治体などから不明朗な寄付金等を受給し医局運営費などに使用していたケースが発覚して問題となった(地方財政再建促進特別措置法に違反の疑い)。資金受給の形は主に、医師派遣元の医局への寄付金、及び/または、派遣元の医局の担当教授への顧問料であった。表1の全32件のう

表3：その他の研究不正の事例

番号	不正の時期	不正行為者の所属機関	不正行為者の職位など	不正行為の種類	処分など	出典記事、及び、メモ・備考
1	—	遺伝子研究・検査に携わる74機関中35機関	—	インフォームド・コンセント実施（確認）せず	—	20001126朝、通商産業省アンケート調査
2	1999年1月～2001年3月	横浜国立大学・医学部	大学院生（医師）	インフォームド・コンセント実施せず 検体取得	—	20010328読夕、検体231例うち同意なし161例、同意を得たと虚偽報告、助手の怠慢が原因、指導教授は指導・監督が不十分
3	2001年3月	横浜市立大学・医学部（第2外科グループ）	講師（医師）	研究の実績報告書に虚偽（見込み）を記載	—	20010516朝夕、日本学術振興会に見込みで実績報告書（研究実績の概要欄）提出、5月14日に修正して再提出
4	—	大阪大学	—	未承認の施設で遺伝子組み換え実験を繰り返す	—	20010517朝、文部科学省は大学などに改めて国の「ヒトゲノム・遺伝子解析に関する倫理指針」遵守など通知
5	2000年～2001年	回答237機関のうち74機関	—	日本産科婦人科学会ガイドラインに違反	—	20011024朝、朝日新聞社アンケート調査、不妊治療の余剰胚の廃棄・研究利用、4分の1が患者の同意書なし
6	1994年4月～1995年5月	防衛医科大学校	教授・H（58、助教授の時期が中心）	利益相反、収賄罪	懲役3年・執行猶予5年、追徴金約5290万円	20020326読W、0627毎W、治療済みで約5290万円の取崩（研究費の確保が目的）、被告は控訴
7	2001年12月	『日本透視医学会雑誌』2001年12月号	編集委員会	個人情報漏洩、プライバシー侵害	学会が“反省”会告を4月号に掲載	20020707読W、学会が行う認定医試験の参考のため患者の診療記録を雑誌掲載、反省して個人情報保護指針を作ると表明
8	2002年1月	薬学誌「臨床と薬物治療」2002年1月号	東京都港区薬剤師会会長・S 介護認定審査会委員・S（66）	委員の守秘義務や区の個人情報保護条例に抵触	2公職辞任、港区薬剤師会は謝罪文を同誌6月号に掲載	20020719読W、不適切な投票を指摘する論文を発表 非公開資料を無断で使用、Sは反論したが辞任
9	—	厚生労働省・研究班	研究班主任研究者（労働衛生調査分析センター所長）・S	矛盾するデータを無視して結論	—	20020728毎W、米のカドミウム濃度の安全基準を探る研究
10	1999年5月～2001年3月	防衛医科大学校（病院）	助教授（50、麻酔学講座）	内規違反（職務上の注意義務違反など）	停職17日	20021102読W、03朝W、20030329読W、患者同意なし・学内倫理委員会への申請なしの臨床研究は内規違反
11	2002年	筑波大学・遺伝子実験センター	—	無届け（無許可）栽培	文部科学省：筑波大学に再発防止策提出を要求	20021105朝W、国の許可なしで遺伝子組み換えトウモロコシ栽培実験、大学の実験担当者には許可必要と種子会社が指摘
12	2001年夏	大学病院・研究機関・民間病院など無作為抽出51機関の7割	—	患者同意を事前に文書で得ず検体なと利用	—	20021113朝W、日本病理学会・倫理委員会の実態調査、厚生省厚生科学審議会の勧告への対応遅れが判明、検体などを教育研究に利用
13	1997年～1998年	金沢大学・医学部・付属病院	国（金沢大学・付属病院・医師）	インフォームド・コンセントが不十分	金沢地裁判決：国に165万円の支払い命令	20030217朝W・読W、読W、医師は説明責任を果たさず、無断で比較臨床試験の対象にされ精神的苦痛を受けたと遺族が1100万円の賠償を求め提訴
14	2002年12月	富山医科薬科大学（現在は富山大学）・附属病院・輸血部	技師（臨床検査技師）	倫理規程違反	（処分）	20030218朝W、患者の血漿など試薬メーカーに提供 患者同意なし、大学倫理委員会の許可なし、倫理規定違反（患者同意なく検体提供等）
15	2002年1月～8月	東京大学・医学部・付属病院	医師（42、男性、麻酔科）	内規違反	医師は3月末で退職したが処分を検討	20030417朝W・読W、薬ウリナスタチンの臨床試験 患者同意なし、倫理委員会承認なし、医師「時間がかかるため承認を得なかつた」、上司処分も検討
16	2002年（8月～9月）	日本国内の医師（国立大学の医師も参加）	—	医薬品公正競争規約「違反」に荷担（？）	—	20031030読W、製薬会社が自社製品を説明するため講演会等で一般参加者に旅費を支払うことは禁止、国立大の医師も参加

(注記) (1) 表2における出典記事は表1と同様に略記している。

ち6件が該当する。機関をあげると、北海道大学・医学部、旭川医科大学、札幌医科大学、東北大学・医学部であった。

なお、大学・医学部や医科大学での研究費不正が、おそらく医局運営費と呼ばれる資金を捻出するためだと思われるが、全32件のうち26件（81%）と目立っている。

不適切な実験管理

不適切な実験管理に分類されたケースは、実験中の爆発事故、研究室から出火、文部科学省の許可がない実験用の放射線源を多数発見、実験室の床や周辺の土壌から基準値を大幅に上回る水銀を検出などで、4記事・22件である。うち1件は、国立大学の法人化に伴い、国立大学協会が国に対して、実験施設に適用される労働安全衛生法の罰則適用の猶予を求める要望書を準備中というもので、実験室改修の費用調達や時間的余裕の有無の問題もあるだろうが、実験を行う学生・大学院生・教員を危険にさらし続けることになるため、納得しがたい要望である。

アカハラ

アカハラ13件の概要は「表4：アカハラの事例」の通りであるが、いずれも力関係で上位にある者が下位にある者に嫌がらせ等を行うパターンである。これら13件のうち6件で被害者側が研究妨害の被害を訴えている点は注目される。研究妨害は、研究者間の信頼関係を損なう行為で、特に被害者の研究意欲をそぐものであって、看過しがたい。

表4の事例2番は、自分が引き立てていた非常勤講師が複数の女子学生に対するセクハラ行為で雇い止めになったことに腹を立てたK教授が、大学に被害を訴え出た女子学生た

ちと、女子学生たちから相談を受けたH講師（非常勤）に対し、攻撃的な発言などを繰り返して報復したというものである。

事例4番は、原告のM助教授が雑誌投稿論文に上司の教授を名誉著者として連記することを拒否したのがきっかけで、教授が1991年10月頃から研究妨害などアカハラ行為を行ったが、それを大学は知りながら放置した、というケースである。被害者の提訴に対して那覇地裁の判決では、部分的に教授のアカハラを認定したが、裁判（判決）で、教授が名誉著者にせよと要求したことが、肯定されたか否か不明である。

セクハラ

セクハラの記事の大部分は、加害者は教授・助教授など男性教員で、被害者は女性の学生・大学院生・職員というものである。加害者に対する大学など所属機関の処分は、懲戒解雇や諭旨免職などの厳しいものから戒告などの懲戒処分まで様々である。一般に記事や機関側発表では、被害者のセクハラ二次被害を防ぐため加害者・被害者の氏名など詳細が伏せられているので、重複している可能性があるが、加害者の処分状況は、大体のところ、懲戒解雇・諭旨免職など16人、停職20人、減給12人などである。また、懲戒処分が決まる前に加害者が退職して処分を免れたというケースが2人である。なお、セクハラとして軽微に扱われたと疑われる事例が若干見られた。

加害者が学生の場合の記事も1件ある。それは、加害者が男子学生（当時4年生）で、被害者は同じクラブに所属する女子学生で、所属クラブのコンパで野球拳を行い、女子学生の服を脱がせたことで4名の男子学生が退学処分になったが、うち1名が処分取り消しを求めて

表4：アカハラ的事例

番号	不正の時期	不正行為者の所属機関	不正行為者の職位など	不正行為の種類	処分など	出典記事、及び、メモ・備考
1	1997～1998年 7月	九州看護福祉大学	事務局長（61）、事務局次長（53）	アカハラ（差別）	損害賠償220万円などを求め地裁提訴	19980821西日本、被害者は韓国人女性講師2人、辞令交付・就労ビザ取得手続き・私学共済加入の遅れ給与減額などの被害
2	1998年～1999年	清泉女子大学	教授・K	アカハラ（名誉毀損、セクハラ2次被害＝報復）	東京高裁判決：大学に200万円支払い命令（使用者責任）	19990522朝夕、20031126毎W、「H先生と学生たちが、セクハラをでっぴあげ、優秀な教員をくびにした」等の発言繰り返す、被害者Hが提訴
3	—	沖繩にある大学	—	アカハラ（研究妨害）	少額訴訟を提起	19991123琉球新報W、アカハラ・研究妨害で1999年7月に那覇簡裁に提訴
4	1991年10月以降	琉球大学・医学部	教授	アカハラ（研究妨害、授業担当外しなど）	那覇地裁判決：国に約555万円の賠償命令	19991123琉球新報W、20030212琉球新報W・読W、0225琉球新報W、大学はアカハラ放置、大学＝国は控訴する方針
5	1993年頃以降	奈良県立医科大学	教授（直屬上司）	アカハラ（研究妨害など）	最高裁判決：県に11万円の支払い命令（原告の上告棄却）	20001024朝夕、20021010毎W、50歳代女性助手が提訴地裁55万円→高裁11万円→最高裁11万円
6	1997年頃	琉球大学・医学部	教授	アカハラ（不当な人事、転職妨害）	損害賠償を求め教授と国を地裁に提訴	20010627琉球新報W、被害者は（元）研修医、教授は応援医師派遣要請を無視、その後の異動で不当な扱い、民間病院転職で妨害、被害者は提訴
7	2000年頃	琉球大学・医学部	教授	アカハラ（外来診療担当妨害、研究妨害）	損害賠償を求め教授と国を地裁に提訴	20010627琉球新報W、講師、教授が権限を乱用して外来診療の担当妨害、新患割り当てから排除＝研究妨害、被害者は提訴
8	1997～1998年度	大阪外国語大学	教授（54、指導教授）	アカハラ（研究妨害、進学妨害）	大阪地裁判決：国に110万円の賠償命令	20020412朝W、大阪地裁は原告・元大学院生（女性、31）の被害を認定
9	1998年～2001年	東北大学（理系研究施設）	教授（50代、男性）	セクハラ、アカハラ（行き過ぎた指導を反復）★	停職1年	20020830朝W・31読W、2001年7月に女子学生の相談で発覚し大学が調査、国家公務員法に基づく懲戒処分
10	2001年5月～2002年	米子工業高等専門学校	校長・S	アカハラ（パワハラ）	国と校長に損害賠償請求を提訴	20021121毎W、セクハラ調査・処分の手続きが不適切・強引なセクハラ認定、事実確認できなかつたのに校長が独断で勝手に認定し発表
11	2000年度～2001年度(?)	高知大学・大学院・教育学研究科	教授（57）	アカハラ（人権侵害）	減給処分	20021220読W、被害者の指導生が教育学部4年生の頃からアカハラ繰り返す
12	2002年10月	熊本大学・医療技術短期大学部	—	アカハラ	地裁決定：教える権利を認める仮処分	2002030203毎W、40代の男性教授が実習を指導する立場の確認などを求めた訴訟で地位保全の仮処分
13	—	広島大学（大学院、理学部）	教授（46）	アカハラ★	停職3カ月の懲戒処分	20030415毎W、研究費658万円流用に加え学生へのアカハラも判明、教授は処分終了後も当分の間は学生指導を自粛させる

（注記）（1）表3における出典記事は表1と同様に略記している。（2）表3の★印2件のうち、9番はセクハラで、13番は研究費不正で、それぞれ重複している。

裁判に訴え、大学側の裁量権の乱用が認められて男子学生が勝訴した、というものである。

医師の名義貸し

医師の名義貸しは主に医師の資格を持つ大学院生・研究生が貸し、診療報酬の減額を避けたい地方病院などが名義を借りて貸し手に名義料を払うというのが代表的ケースである。名義を借りた病院は、診療報酬を不正に受給することになるが、不正受給分の返還を請求されたり、保健医療機関の指定を取り消されたりすることもある。2003年1月に最初の事例が発覚すると、少なくとも7大学で問題となり、少なくとも4大学で医師の名義貸しをした大学院生などが嚴重注意などの処分を受けた（北海道大学・医学部263人、旭川医科大学64人、札幌医科大学113人、東北大学・医学部49人など）。

医師の名義貸しの問題がクローズアップされたため、文部科学省は、大学・医学部や医科大学を対象に、全国的な調査を実施することになった。また、いくつかの大学は、名義貸し問題と不明朗な資金受給問題への再発防止策を検討しはじめ、なかには医局制度の廃止などを行うところも出てきた。

無届け兼業など

無届け兼業など6件の内訳は、無届け兼業3人、時間制限の超過1人、兼業届けが不適切1人（届け出た額の倍額を受給）、調査中1人である。

法律・条例違反

法律・条例違反16件の内訳は、歯科医師法違反（試験委員の不正行為の禁止、歯科医師国家試験の問題漏洩など）3人、歯科医師国家試験の問題メモを入手して作問し学生に講義1人、

不正アクセス禁止法違反（電子メール盗み読み）1人、著作権法違反（勝手に他人の本を複製して販売）1人、医療法違反（医療施設として無届けで治療）1件、北海道迷惑防止条例違反（スカートの中を盗撮）1人、国家公務員倫理法と倫理規定（利害関係者との交際禁止）に違反1件、大麻取締法違反（所持）2人、富山県迷惑防止条例違反（痴漢行為）1人、などである。他に、学生たちに実験室を使わせることによって企業の薬事法違反に荷担した疑い事例と読める記事が1件ある。

なお、中央学院大学の職員が複数の未成年の学生を選挙活動のアルバイトに使ったという公職選挙法違反（買収、未成年者使用）1人という記事もある。

また、著作権法違反（音楽ソフトや映像ソフトを複製して販売）1人は、大学院生が該当者で、大学院生は大学側の調査に対し、アルバイトを減らして研究時間を増やすため、と答えたということである（1ヶ月の停学処分）。

医療ミス

医療ミス10件のうち、目立っているのが、東京女子医科大学（病院）の手術ミス隠蔽・証拠隠滅（カルテ等改竄を指示・実施）と、東京慈恵会医科大学・附属青戸病院の業務上過失致死事件である。前者では、手術チーム統括責任者が懲戒免職、執刀医が論旨退職となっている。後者は、患者を練習台にして腹腔鏡手術を実施したようなものであったため、医師3人が起訴されたが（他に不起訴処分が医師3人）、内規違反や、指導医を置かなかったこと等々の問題点も指摘されている。

その他

その他11件の内訳は、北海道大学・医学部・

第3内科の学会認定専門医検討小委員会の関係者が行った「不正の推奨」（症例の借用・流用を推奨、発覚防止など）1件、未承認医療器具の治療使用2件、イレッサ問題（承認対象外の患者に使用）1件、不正行為を告発する際に連名で学内同報メールにより告発したのは学外に情報が漏れるので不適切であるから就業規則違反（不正行為）というもの1件、無断で授業不開講など1件、担当科目の大学院入試問題・模範解答を女性の受験者に漏洩1件、不正に単位認定（卒業生197人うち194人が保育士資格など取得）1件＝越谷保育専門学校、アルハラ（加害と被害）1件、プライバシー侵害（同意なく無断で個人情報を開示）1件などである。最後のプライバシー侵害は、早稲田大学が1998年の江沢民講演の参加者名簿を警視庁に提出したことが問題となったもので、最高裁で大学側のプライバシー侵害が認められ、損害賠償支払い（6人）や高裁への差し戻し（3人）となった。

まとめ

本稿で若干ながら取り上げた名義貸しや不明朗な寄付金の受給などについては、社会問題になったため、文部科学省などが2003年時点で全国調査に着手した。こうした調査の後には、改善策の提出が文部科学省から大学などに要求されるのが常である。研究費不正については、科研費残金をプールし流用するケースが多かったが、研究者側からの要請もあり、次年度への繰り越しを認める改善が行われることになった。

本稿の目的は研究不正について概観を与えることなので、不正行為者の不正の動機が分からない場合が多いなどの不満はあるが、それ自体は、ある程度は実現できたと思われる。加えて、可能ならば、何らかの改善策のヒン

ト等を得たいところである。筆者が目した点は、名誉著者に関する意識が弱いこと、及び、インフォームド・コンセントに関する意識が弱いこと、の二つである。いずれも、名誉著者はいけないという新しい考え方、インフォームド・コンセントが必要であるという新しい事態への対応が遅れているケースであるが、従来は平気でそのようなことを無視していたことを示唆しており、また、変化に対して講習会などで積極的に対応する必要性があることを示している。

文献

- (1) 米国科学アカデミー編、池内了訳『科学者をめざす君たちへ 科学者の責任ある行動とは』化学同人（1996）
- (2) 山崎茂明著『科学者の不正行為——捏造・偽造・盗用——』丸善株式会社（2002）。本書の65-77頁などに日本での不正行為事例が何件か指摘されているが、当論文では扱わなかったので、今後、不正事例のデータに編入して利用したい。
- (3) Nicholas H. Steneck 著、山崎茂明訳『ORI 研究倫理入門——責任ある研究者になるために』丸善株式会社（2005）
- (4) J. コヴァック著、井上祥平訳『化学者の倫理 こんときどうする？ 研究生活のルール』化学同人（2005）
- (5) 財団法人日本学術協力財団編・発行『（学術会議叢書13）科学のミスコンダクト——科学者コミュニティの自律をめざして——』（2006）。日本における研究不正について、53-56頁、98-103頁などに、学会アンケート調査結果などが記されている。
- (6) 山崎茂明『パブリッシュ・オア・ペリッシュ 科学者の発表倫理』みすず書房（2007）
- (7) 科学倫理検討委員会編『科学を志す人びとへ 不正を起ささないために』化学同人（2007）